

下記の定例監査の結果に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので公表します。

平成25年7月24日

新庄市監査委員 高山孝治

新庄市監査委員 山口吉静

記

1. 監査対象 上下水道課の平成24年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 平成25年5月17日～平成25年5月27日

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
1. 金券である切手の管理において不備な点が見受けられるので、使用状況を常に確認できる方法に改め、適正な管理を行うこと。	これまで独自の様式での管理により、使用状況を常に確認できない状況にあったのでこれを改める。所定の様式になった切手受払簿にその都度記載し、検収する形に変更して適正な管理を行う。